

令和7年度

がっそうしき

日立鞍掛山霊園合葬式墓地 募集案内

募集に関して大切なことが書いてあります。
最後までよく読んでからお申込みください。

【目次】

1	合葬式墓地について	1ページ
2	使用上の主な注意点	2ページ
3	募集の概要(通常使用者)	3ページ
4	募集の概要(記名板使用)	4ページ
5	遺骨等の証明書類について	4ページ
6	募集方法・抽選	5ページ
7	募集から使用開始までの流れ	6ページ
8	よくある質問Q & A	7～8ページ
9	案内図など	9ページ
10	記入例(見出し)	10ページ
	記入例 《例1》から《例8》	11～14ページ
◎	埋蔵遺骨関係範囲図	15ページ



【問合せ先】 日立市環境推進課(衛生管理係)
8:30～17:15(土日、祝日を除く)

〒317-8601

住所 日立市助川町1丁目1番1号(市役所2階山側)

TEL 0294-22-3111 内線749・543

e-mail kankyo@city.hitachi.lg.jp

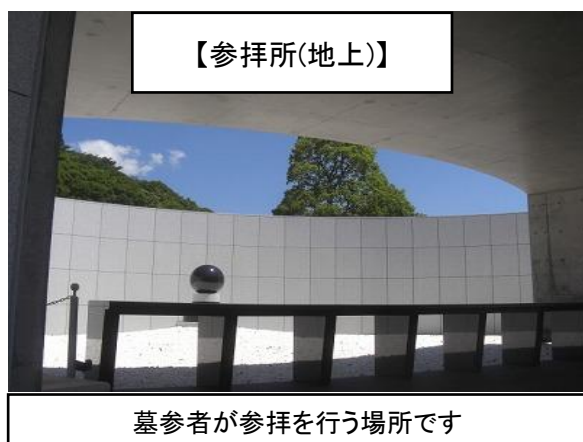
1 がっそうしき 合葬式墓地について

近年、少子高齢化や核家族化などによるお墓の承継への不安や無縁墓の増加等、お墓を取り巻く社会状況が変化しています。

そのため、市では、承継(引継ぎ)者を必要としない、遺骨を合葬して永代的に埋蔵する『合葬式墓地』を日立鞍掛山霊園内に整備しました。

○『合葬式墓地』の特徴

- ・『合葬式墓地』は、「参拝所」をはじめ、骨壺をロッカー式の納骨壇に収める「納骨室」、遺骨を袋に入れて合葬埋蔵する「合葬室」、故人の芳名等を記載する「記名板」があります。
- ・生前予約ができます。
- ・料金は、最初に使用料を払うだけで、その後発生する料金はありません。



2 使用上の主な注意点

- (1) 申込む方の使用したい施設に応じて申込区分が異なります。
詳しくは、次ページ「募集の概要」をご確認ください。
- (2) 申込みされた遺骨(分骨を除く)の焼骨のみ埋蔵できます。
また、使用許可後の埋蔵者の追加は原則できません。
- (3) 納骨壇の使用期間は、生前予約による申込みを含め、
使用許可を受けた日から20年です。
(延長不可。納骨壇に埋蔵した日からではありません。)
20年経過後は、市が合葬室に埋蔵します。
- (4) 生前予約の場合は、生前予約者の遺骨を埋蔵する方(納骨実施者)を
あらかじめ決めておく必要があります。
- (5) 納骨壇に埋蔵する骨壺は、幅、奥行き24cm、高さ28cm以内で、陶磁器
など保管上適した材質とします。また骨箱や副葬品(位牌など)は入れら
れません。
- (6) 直接合葬室に埋蔵する場合は、市が用意した袋を事前に受け取った
うえで、申請者(遺族など)が骨壺から袋への移し替えをする必要があ
ります。
- (7) 祭祀者は、**骨壺に入った遺骨を納骨壇に埋蔵するときに限り、納骨室
に入ることができます(原則1名)。**
- (8) 虚偽の申請、市営霊園墓所との二重使用や、既に使用許可を得ている方
の申込み、使用権の譲渡、転貸をした場合は許可を取り消す場合があり
ます。
- (9) ご家族間でよく話し合いを行った上で、申請書類の提出をお願いします。

3 募集の概要(通常使用者)

- (1) **募集資格** (※市営霊園を使用している方は募集区分が異なりますのでお問合せください)
- ・日立市に1年以上住民登録し、居住している方。
 - ・生前予約をする場合、申請者が募集締め切り日時点で満65歳以上であること。

(2) **募集区分、募集枠、使用料**

募 集 区 分				募集枠	使用料(税込み)
納骨室使用	お墓なし	①-1	1体用納骨壇 (※所持遺骨1体以上)	5	110,000円
		①-2	2体用納骨壇 (所持遺骨1体+生前予約1体、 または所持遺骨2体以上)	15	220,000円
		②-1	※生前予約(自己の利用) 1体用納骨壇(所持遺骨なし)	5	110,000円
		②-2	生前予約(自己の利用) 2体用納骨壇(所持遺骨なし)	15	220,000円
	お墓あり	③-1	1体用納骨壇 (※埋蔵遺骨あり)	5	110,000円
		③-2	2体用納骨壇 (埋蔵遺骨あり)	5	220,000円
合葬室のみ使用	お墓なし	④	所持遺骨あり	15	遺骨1体につき 50,000円
		⑤	生前予約(自己の利用)	25	1人につき 50,000円
	お墓あり	⑥	埋蔵遺骨あり	10	遺骨1体につき 50,000円

※ お墓の有無・・・個人、共同墓地や寺院等の民間墓地に遺骨を埋蔵した墓所を使用している方は「あり」、遺骨を自宅、または寺院等の納骨堂に一時保管している方は「なし」となります。

※ 所持遺骨・・・墓地等に埋蔵されていない焼骨(火葬許可証で証明)

※ 埋蔵遺骨・・・墓地等に埋蔵されている焼骨

火葬許可証は使えません。関係が分かる戸籍謄本等が必要です。

改葬許可証は、使用許可後に発行するため、申込み時は使えません。

土葬の遺骨の場合は、改葬時に火葬する必要があります。

※ 納骨室使用区分で納骨壇に埋蔵できる遺骨数を超える場合、超えた分は合葬室に埋蔵となります。(区分①-1、及び③-1の場合:2体以上 区分①-2、及び③-2:3体以上)

(3) **条件**

- ・納骨室は、1体用・2体用いずれか一つの納骨壇の申込みとなり、場所は選べません。
- ・埋蔵できる遺骨の範囲が決められています。(「範囲図」15ページ)

納骨壇に埋蔵できる範囲⇒ 3親等以内の親族、2親等以内の姻族、養父母子

合葬室に埋蔵できる範囲⇒ 6親等以内の親族、3親等以内の姻族、養父母子

4 募集の概要(記名板使用)

(1) 募集資格(希望制)

- ・ 納骨室又は合葬室の使用と一緒に申込みしてください。
- ・ 生前予約の方も申し込むことができます。

(2) 記載方法、使用料

使用		記載方法	使用料(税込み)
記名板	遺骨1体につき	記名プレート(縦19cm×横2.5cm)1枚に埋蔵遺骨の※生前氏名、生年月日及び死亡年月日を刻字	10,000円

※ 氏名、生年月日、死亡年月日は、戸籍・除籍上の記載事項になります。
年号は元号表示とし、生前予約の場合、死亡後の埋蔵時に確認し刻字して掲示します。

※ 埋蔵した順に掲示いたしますので、掲示場所のご希望には添えません。

5 遺骨等の証明書類について

使用許可申請書に添付いただく書類(すべて写し)

(1) 焼骨の証明書類

○お墓に埋蔵されていない(自宅保管等)遺骨の場合

…火葬許可証

紛失した場合は、火葬した市区町村で再発行できます。

○お墓に埋蔵されている遺骨の場合

…死亡の事実が確認できる戸籍(除籍)謄本または改製原戸籍

対象者の本籍地の市区町村で取得します。

(2) 埋蔵する焼骨との関係がわかる戸籍謄本または除籍謄本

埋蔵予定の焼骨または生前予約者と申請者の関係がわかるもの

※事例ごとに必要なものは異なります。詳しくは、埋蔵予定者の本籍地の戸籍担当課にお問い合わせ下さい。

例1) 申請者の妻の場合

…申請者の戸籍謄本

例2) 申請者の両親の場合

…申請者の戸籍謄本及び両親の戸籍(除籍)謄本、
改製原戸籍謄本など

例3) 申請者の子(既婚)の場合

…申請者の戸籍謄本及び子の戸籍(除籍)謄本

例4) 申請者の祖父母の場合

…申請者の戸籍謄本及び両親の戸籍(除籍)謄本及び
祖父母の戸籍(除籍)謄本、改製原戸籍謄本など

6 募集方法・抽選

(1) 募集期間

・令和7年9月8日(月)から10月7日(火)まで

上記期間内に市役所環境推進課(衛生管理係)に申請書類を提出してください。

方法① 郵送(封筒、切手代は申請者負担で当日消印有効)

方法② 環境推進課(衛生管理係)窓口にて持参

(市庁舎2階西側 平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで)

(2) 申請書類

ア 共通

・合葬式墓地使用許可申請書

(※記名板の使用を希望する場合、記名板使用許可申請書も併せて提出してください)

・申請者本人の住民票の写し(発行日から1か月以内のもの)

イ 遺骨を所持している場合

・所持遺骨(自宅や寺院等での一時保管)の場合は、火葬許可証の写し

・埋蔵遺骨の場合は、申請者との関係が分かる戸籍(除籍)謄本の写し等

ウ 遺骨を所持していない場合(生前予約のみ)

・申請者と生前予約者との関係が分かる戸籍謄本の写し等

エ その他

(3) 審査・抽選番号等通知

申請書類の審査・確認後、申請者の住所宛てに、予定使用料金と、抽選番号を記載した通知を発送しますので、保管しておいてください。

(4) 抽選会(募集枠を超える場合に実施)

ア 日時 令和7年11月14日(金)午前10時から

イ 会場 日立市役所 多目的ホール

※ご来場は任意です。来場の有無で結果に影響はありません。

※当選結果(補欠枠含む)は、抽選番号のみ環境推進課(衛生管理係)窓口とホームページで公表します。

(5) 使用開始まで

ア 使用料の納入(納入通知書は、令和7年12月1日(月)に発送します)

裏面記載の指定金融機関、各支所でお支払いください。納入期限までに納入がない場合、使用予定資格を取り消す場合があります。

イ 使用許可証の発送

納付確認後、使用予定者宛てに「合葬式墓地使用許可証」を発送します。遺骨を埋蔵する手続きが必要となりますので大切に保管してください。

ウ 使用開始日

使用許可証がお手元に届いた時点から使用できます。

各種お手続きについては、使用許可証に同封する「使用者の手引き」をご確認ください。

7 募集から使用開始までの流れ

募集

9/8
(月)
～
10/7
(火)

- ・ 申請書類の提出(郵送または環境推進課衛生管理係窓口)
市役所 2 階西側 (郵送の場合は当日消印有効)
- ・ 申請書類
 - ア 合葬式墓地使用許可申請書 (通常使用者)
(※記名板の使用を希望する場合、記名板使用許可申請書も併せて提出してください)
 - イ 申請者の住民票の写し(発行日から 1 か月以内のもの)
 - ウ 申請者との関係がわかる戸籍謄本等の写し
 - エ その他

審査

重複申請、申請者情報、必要書類を確認します。
不備などがある時は問合せ、または返却します。

抽選番号 等の通知

予定使用料金、抽選番号等を記載した紙を郵送いたしますので大切に保管してください。

抽選会

日 時：令和 7 年 1 1 月 1 4 日 (金)
午前 1 0 時から
場 所：日立市役所 (本庁) 多目的ホール

納入通知書 の送付 (12/1)

抽選の結果、使用予定者となった方に合葬式墓地使用料の納入通知書を郵送いたします。

使用料の 納付 (～12/19)

令和 7 年 1 2 月 1 9 日までに、郵送した納入通知書の裏面に記載の金融機関、市民課、各支所等でお支払ください。
※納期までに支払いがない場合、使用予定を取り消すことがあります。

合葬式墓地 使用許可証 の交付

使用料納付確認後に、「合葬式墓地使用許可証」を使用者宛てに郵送します。
使用権を証明する書類ですので、大切に保管してください。

合葬式墓地 の使用開始 (12/19～)

「合葬式墓地使用許可証」が交付され、お手元に届いた時点から埋蔵のお手続きが可能になります。
※交付前には、合葬式墓地への埋蔵手続きは行えません。

8 よくある質問Q&A

Q1 市で供養祭を行いますか？

A1 宗教を問わず合葬する公共施設のため、市では行いません。
ただし個人で行うことは可能ですので、参拝所をご利用ください。

Q2 埋蔵の際に僧侶や神主の立会いは可能でしょうか？

A2 参拝所での立会いは可能です。(地下納骨室の埋蔵は、祭祀者など関係者のみの立入りになります。)
なお、埋蔵日時が決まりましたら、事前に埋蔵手続きに環境推進課衛生管理係までお越し下さい。

Q3 納骨していない遺骨の火葬許可証を紛失した場合、どうしたらいいですか？

A3 埋蔵していない遺骨であるため、火葬許可証の再発行ができます。
火葬した市町村(日立市の場合は市民課)にお問合せください。
なお、お墓に埋蔵した遺骨は、火葬許可証の再発行はできません。

Q4 自分と妻が将来のために生前予約で使用したいのですが、そのほかにお寺に埋蔵されている遺骨が4体ある場合、合葬式墓地はどのように使用できますか？

A4 納骨壇に埋蔵できる数は申請者1人につき最大2体で、その数を超える遺骨は、合葬室に埋蔵できます。どの方を納骨壇に埋蔵するかは、申請者の自由です。

Q5 遺骨との関係がわかる書類はどんなものですか？

A5 現状でお墓に埋蔵されてない遺骨の場合は、火葬許可証になります。
お墓に埋蔵している遺骨は、対象になる方ごとに申請者との関係がわかる戸籍(徐籍)謄本や改製原戸籍の写しをご用意ください。
(詳しくは本籍地の戸籍担当課にお問合せください。)

8 よくある質問Q&A

Q6 納骨壇に骨壺を埋蔵する際、位牌等の副葬品も入れられますか？

A6 焼骨が入った骨壺のみとなりますので、副葬品は入れられません。

Q7 5体の遺骨を、全て納骨壇に入れることはできますか？

A7 最大2体です。1体用、2体用のいずれか一つの納骨壇の使用で、その数を超える遺骨は合葬室に埋蔵となります。

また、使用者が、全ての遺骨を納骨壇に埋蔵したいため、再度申込みすると、重複使用に該当となり、使用許可が取り消される場合がありますので、お気をつけください。

Q8 納骨室や合葬室に入りお参りすることはできますか？

A8 出来ません。地上にある参拝所でお参りができます。

Q9 参拝所では何ができますか？

A9 線香をあげる、花を供える、塔婆を立てることができます。食べ物等の供物はお供えできません。線香等は所定の位置にお供えください。

また、参拝所で納骨式等を行っていただいても構いません。ほかの利用者のご迷惑にならないように配慮してください。

Q10 いつでも参拝所でお参りできますか？

A10 12/29～1/3の年末年始を除く、鞍掛山霊園の開園時間(午前8時30分～午後5時)内であればいつでもお参りいただけます。

9 案内図など

(1)『日立鞍掛山霊園合葬式墓地』案内図



(2) 合葬式墓地へのアクセス

- バス利用の場合
JR日立駅中央口から約25分です。(「鞍掛山」行に乗車してください。)
- タクシー利用の場合
JR日立駅中央口から約15分、JR小木津駅西口から約5分です。
- マイカー利用の場合
 - ・ 国道6号宮田町付近の「かみね公園裏交差点」から清掃センター方面(西方面)へ進んでください。
 - ・ 高速道路をご利用の場合は、常磐自動車道日立中央ICから約8分です。
「国道6号・日立市街方面」へ出て「桐木田交差点」から高萩方面へ進んでください。

10 記入例(見出し)

(1) 合葬式墓地使用許可申請書(通常使用者)

《例1》区分①(ア 納骨室及び合葬室への埋蔵 を選択) 11ページ
自宅保管の遺骨2体分は納骨室へ

《例2》区分①(イ 納骨室及び合葬室への埋蔵 を選択) 11ページ
自宅保管の遺骨2体分は納骨室へ、申請者本人は生前予約で合葬室使用

《例3》区分②(エ 生前予約で納骨室への埋蔵 を選択) 12ページ
申請者本人、配偶者の2人分の生前予約で納骨室(2体用)使用

《例4》区分③(イ 納骨室及び合葬室への埋蔵 を選択) 12ページ
民間墓地(個人や寺院墓地など)に埋蔵の遺骨4体分は合葬室へ埋蔵、
並びに申請者本人、配偶者は生前予約で納骨室(2体用)使用

《例5》区分④(ウ 合葬室への埋蔵 を選択) 13ページ
自宅保管の遺骨2体分を合葬室埋蔵で使用

《例6》区分⑤(オ 生前予約で合葬室への埋蔵 を選択) 13ページ
申請者本人、配偶者の2人分の生前予約で合葬室使用

《例7》区分⑥(ウ 合葬室への埋蔵 を選択) 14ページ
民間墓地(個人や寺院墓地など)に埋蔵の遺骨2体分は合葬室へ埋蔵、
並びに申請者本人は生前予約で合葬室使用

(2) 合葬式墓地記名板使用許可申請書(記名板を希望する方のみ)

《例8》・遺骨4体分は合葬室へ埋蔵 14ページ
・申請者本人、配偶者は生前予約で納骨室(2体用)使用

《例1》…区分①

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨を埋蔵する
お墓がないこと

64歳でも申請
できます

墓地所有の有無		☐ 有 ☒ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	①	納骨室への埋蔵	
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☒ 2体用				
1	ふりがな 氏名 くらかげやま いちろう 鞍掛山 一郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかげやま よしこ 鞍掛山 美子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		母	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
3	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
4	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☐ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)	☒ 申請者の住民票の写し			
	☒ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書は、火葬許可証以外の書類となります。）			
	☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し			
	☐ その他()			

《例2》…区分①

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年 4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨を埋蔵する
お墓がないこと

64歳でも申請
できます

墓地所有の有無		☐ 有 ☒ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵	
		①	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☒ 2体用				
1	ふりがな 氏名 くらかげやま いちろう 鞍掛山 一郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかげやま よしこ 鞍掛山 美子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		母	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名 くらかげやま たろう 鞍掛山 太郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		本人	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
3	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
4	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☒ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)	☒ 申請者の住民票の写し			
	☒ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書は、火葬許可証以外の書類となります。）			
	☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し			
	☐ その他()			

本人の遺骨を埋蔵する人を
あらかじめ決めてください

《例3》…区分②

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和32年10月30日（65歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨を埋蔵する
お墓がないこと

65歳以上です

墓地所有の有無		☐ 有 ☒ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵	
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☒ 2体用				
1	ふりがな 氏名 くらかけやま たろう 鞍掛山 太郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		本人	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかけやま けいこ 鞍掛山 景子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		妻	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
3	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☒ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)	☒ 申請者の住民票の写し			
	☐ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書は、火葬許可証以外の書類となります。）			
		☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し		
		☐ その他()		

本人の遺骨を埋蔵する人を
あらかじめ決めてください

《例4》…区分③

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年 4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨埋蔵した墓
を使用している

64歳でも申請
できます

墓地所有の有無		☒ 有 ☐ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵	
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☒ 2体用				
1	ふりがな 氏名 くらかけやま たろう 鞍掛山 太郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		本人	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかけやま けいこ 鞍掛山 景子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		妻	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名 くらかけやま いちろう 鞍掛山 一郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父	☒ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☒ その他(戸籍謄本)
2	ふりがな 氏名 くらかけやま よしこ 鞍掛山 美子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		母	☒ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☒ その他(戸籍謄本)
3	ふりがな 氏名 くらかけやま もとお 鞍掛山 元男	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父の父	☒ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☒ その他(除籍謄本)
4	ふりがな 氏名 くらかけやま もとこ 鞍掛山 元子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父の母	☒ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☒ その他(除籍謄本)
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☒ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)	☒ 申請者の住民票の写し			
	☒ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書は、火葬許可証以外の書類となります。）			
		☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し		
		☐ その他()		

本人の遺骨を埋蔵する人を
あらかじめ決めてください

《例5》…区分④

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年 4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨を埋蔵する
お墓がないこと

64歳でも申請
できます

墓地所有の有無		☐ 有 ☒ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵	
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☐ 2体用				
1	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名 くらかけやま いちろう 鞍掛山 一郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		父	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかけやま よしこ 鞍掛山 美子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		母	☒ 焼骨 ☐ 生前	☒ 火葬許可証 ☐ その他()
3	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
4	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☐ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)		☒ 申請者の住民票の写し ☒ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書 は、火葬許可証以外の書類となります。） ☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し ☐ その他()		

《例6》…区分⑤

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和32年10月30日（65歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

遺骨を埋蔵する
お墓がないこと

65歳以上です

墓地所有の有無		☐ 有 ☒ 無		
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください				
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵	
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵	
		ウ	合葬室への埋蔵	
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵	
		オ	合葬室への埋蔵	
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☐ 2体用				
1	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)				
1	ふりがな 氏名 くらかけやま たろう 鞍掛山 太郎	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		本人	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
2	ふりがな 氏名 くらかけやま けいこ 鞍掛山 景子	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
		妻	☐ 焼骨 ☒ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
3	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前	焼骨の証明書類
			☐ 焼骨 ☐ 生前	☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☒ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)		
添付書類 (チェック で確認)		☒ 申請者の住民票の写し ☐ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し（墓地に埋蔵している焼骨の証明書 は、火葬許可証以外の書類となります。） ☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し ☐ その他()		

本人の遺骨を埋蔵する人を
あらかじめ決めてください

《例7》…区分⑥

合葬式墓地使用許可申請書（通常使用者）

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年 4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

遺骨埋蔵した墓
を使用している

64歳でも申請
できます

次のとおり、合葬式墓地を使用したいので申請します。

墓地所有の有無		☒ 有 ☐ 無	
使用を希望する申込区分(ア・イ・ウ・エ・オ)に○を付けてください			
申込 区分	現在、焼骨を所持 している方	ア	納骨室への埋蔵
		イ	納骨室及び合葬室への埋蔵
		ウ	合葬室への埋蔵
	焼骨を所持してい ない方(生前予約)	エ	納骨室への埋蔵
		オ	合葬室への埋蔵
(1) 納骨室に埋蔵する方(ア、イ、エの方。) 納骨壇の種類 ☐ 1体用 ☐ 2体用			
1	ふりがな 氏名	続柄	焼骨・生前 ☐ 焼骨 ☐ 生前 ☐ 火葬許可証 ☐ その他()
	2	ふりがな 氏名	続柄 ☐ 焼骨 ☐ 生前 ☐ 火葬許可証 ☐ その他()
(2) 合葬室に埋蔵する方(イ、ウ、オの方。)			
1	ふりがな 氏名 くらかけやま たらう 鞍掛山 太郎	ぞくから 続柄 本人	しょうこつ せいげん 焼骨・生前 ☐ 焼骨 ☐ 火葬許可証 ☒ 生前 ☐ その他()
	2	ふりがな 氏名 くらかけやま いちろう 鞍掛山 一郎	続柄 父 ☒ 焼骨 ☐ 生前 ☒ その他(戸籍謄本)
3	ふりがな 氏名 くらかけやま よしこ 鞍掛山 美子	続柄 母	続柄 母 ☒ 焼骨 ☐ 生前 ☒ その他(戸籍謄本)
		続柄	続柄 ☐ 焼骨 ☐ 生前 ☐ 火葬許可証 ☐ その他()
納骨実施者の決定状況（生前予約者のみ）		☒ 決定 ☐ 未定(早めに決めて下さい)	
添付書類 (チェック で確認)		☒ 申請者の住民票の写し ☒ 埋蔵する焼骨に係る火葬許可証の写し(墓地に埋蔵している焼骨の証明書 は、火葬許可証以外の書類となります。) ☒ 埋蔵する焼骨との関係が分かる戸籍謄本又は除籍謄本の写し ☐ その他()	

本人の遺骨を埋蔵する人を
あらかじめ決めてください

《例8》…記名板使用

合葬式墓地記名板使用許可申請書

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 日立市鞍掛山町1丁目1番1号
申請者 氏 名 鞍掛山 太郎
生年月日 昭和34年 4月 1日（64歳）
電話番号 090-XXX-XXXX

記名板のみの使用は
できません

仮受付で、埋蔵後に
刻字して掲示します

次のとおり、合葬式墓地の記名板を使用したいので申請します。

	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
1	くらかけやま たらう 鞍掛山 太郎	☐ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☒ 埋蔵時(生前予約)	昭和33年4月1日	
2	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
	くらかけやま けいこ 鞍掛山 景子	☐ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☒ 埋蔵時(生前予約)	昭和33年10月1日	
3	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
	くらかけやま いちろう 鞍掛山 一郎	☒ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☐ 埋蔵時(生前予約)	昭和8年8月8日	平成12年12月12日
4	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
	くらかけやま よしこ 鞍掛山 美子	☒ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☐ 埋蔵時(生前予約)	昭和10年10月10日	平成22年2月2日
5	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
	くらかけやま もとお 鞍掛山 元男	☒ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☐ 埋蔵時(生前予約)	大正2年2月2日	昭和60年6月6日
6	氏名	使用の時期	生年月日	死亡年月日
	くらかけやま もとこ 鞍掛山 元子	☒ 申請時 (焼骨の場合に限る。) ☐ 埋蔵時(生前予約)	大正4年4月4日	昭和55年5月5日

備 考

- 1 氏名、生年月日、死亡年月日は、戸籍または除籍謄（抄）本に記載された情報を記載してください。
- 2 記名板のみを使用することはできません。

日立鞍掛山霊園合葬式墓地 埋蔵遺骨関係範囲図

凡 例

合葬室に埋蔵できる範囲
 6親等以内の血族・3親等以内の姻族・養父母子
 (※ 配偶者(他人) 除く)

納骨室に埋蔵できる範囲
 3親等以内の血族・2親等以内の姻族・養父母子

①～⑥血族 ①～③姻族 養父母子

15

